

ご依頼からお支払いまで

- 1 **ご依頼・お見積り**
電話、FAX、メール、ホームページよりお問い合わせ下さい。
詳細をお伺いし、お見積りをさせていただきます。
- 2 **会員募集・ご紹介**
就業情報誌に掲載し、会員を募集・手配します。
希望者がいた場合は、現地でお打合せした後にご紹介いたします。
- 3 **契約**
請負・委任・派遣の形式で契約を締結いたします。
- 4 **仕事の遂行・ご請求**
契約内容に基づき、会員が業務を遂行いたします。業務完了後、
履行実績に基づきシルバー人材センターから御請求書をお送りいたします。
- 5 **お支払い**
シルバー人材センターが指定する支払方法で、期日までにお支払いください。

発注者の
皆さまへ

※シルバー人材センターの仕事は、臨時的かつ短期的または軽易な業務(おおむね月10日以内、1週間あたり20時間を超えない)とされる仕事です。長期契約の仕事は、複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われることがあります。
※雇用関係があるとみなされる仕事は、シルバー派遣をご検討ください。派遣業務については、東京しごと財団が派遣元となります。
※高所作業や重労働、危険・有害な仕事、その他法令に制限のある仕事はお引き受けできません。
※契約後、会員の急な体調不良等で作業が中断もしくは終了した場合、原則としてすぐに交代要員は手配できません。また、後任会員の手配に時間を要し、希望者がいないときは手配できない場合があります。予めご了承ください。

Q & A

Q 作業料金はいくらになりますか？

A 料金一覧表(別紙)をご参考にしてください。
詳しくは、都度お見積りさせていただきます。

Q 豊島区外に就業場所がある場合、
仕事は依頼できますか？

A 就業場所が区外の場合は原則お受けしておりません。
就業場所にあるシルバー人材センターへお問合せください。

Q どのような会員(作業員)が来ますか？

A 豊島区内在住で、健康で豊かな知識と経験を持った会員が伺います。紹介にあたっては会員情報を勘案し(お住いの地域や健康状態等)、ご紹介いたします。また、会員に対しては、安全と仕事の質を高めるために、接客研修や技能向上研修、安全講習会等を開催し、スキルアップを行っております。

お問い合わせ

**公益社団法人
豊島区シルバー人材センター**

受付時間:午前8時30分～午後5時(土日祝・年末年始を除く)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋二丁目55番6号

TEL.03-3982-9533

FAX.03-3982-9532

E-mail: toshimaku@sjc.ne.jp

HPはこちら▼



豊島区 シルバー 検索

<https://webc.sjc.ne.jp/toshimaku/index>



公益社団法人

豊島区 シルバー人材センター

そのお仕事、私たちに任せてみませんか？

TEL.03-3982-9533

あなたの
街の
お役立ち隊



シルバー人材
センターとは？

高齢者の“生きがい就業”を応援します

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、都道府県知事の認定を受けている公益社団法人です。定年退職者などの高齢者が働くことを通じて生きがいのある生活を得るとともに、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献することを目的としています。



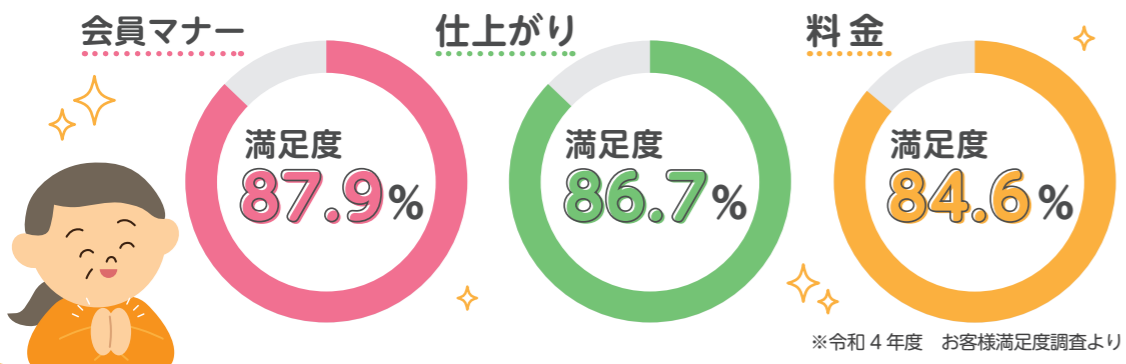
※イラストはイメージです。詳細はお問い合わせ下さい。

● 作業手配について ご依頼後、登録会員に情報提供し、見つけ次第ご紹介させていただきます。なお、技能系職種（植木・除草・襖・障子など）についてはご依頼いただいた順番にご案内しております。

● 料金について 「料金一覧表」（別紙）を参考にしてください。別途、材料費等がかかることがあります。

豊島区シルバー人材センターでは

お仕事をご依頼頂いたお客様からたくさんの「満足」の評価をいただいております



豊島区シルバー人材センターについて

● 法人概要

法人名：公益社団法人 豊島区シルバー人材センター
住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋二丁目55番6号
設立：昭和51年10月20日

● 沿革

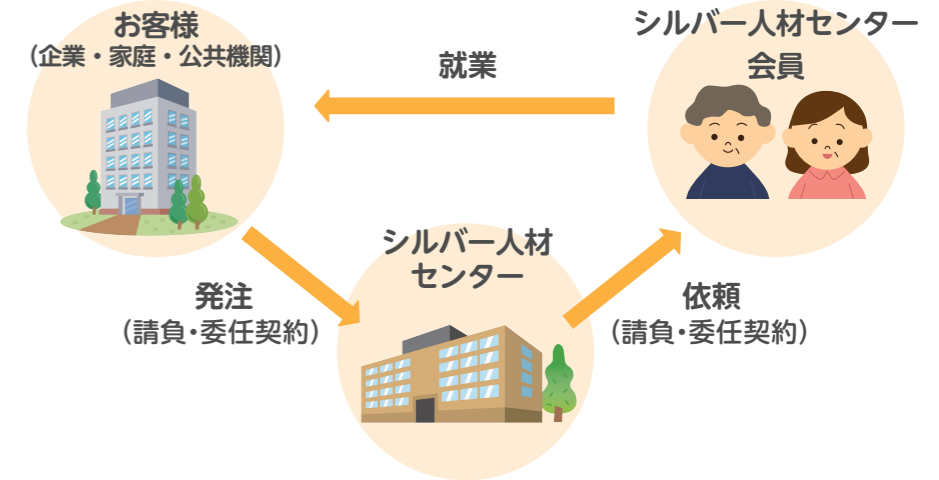
昭和51年10月 豊島区高齢者事業団設立総会を開催
昭和55年12月 「社団法人シルバー人材センター豊島区高齢者事業団」として発足
昭和61年10月 都知事から高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センターの指定を受ける
平成2年7月 「社団法人豊島区シルバー人材センター」へ名称変更
平成23年4月 公益法人改革に伴い、「公益社団法人豊島区シルバー人材センター」へ名称変更
平成29年4月 シルバー派遣事業開始



シルバー人材センターの仕組み

請負・委任契約の場合

仕様書（手順書）に基づき仕事を完成（遂行）します。



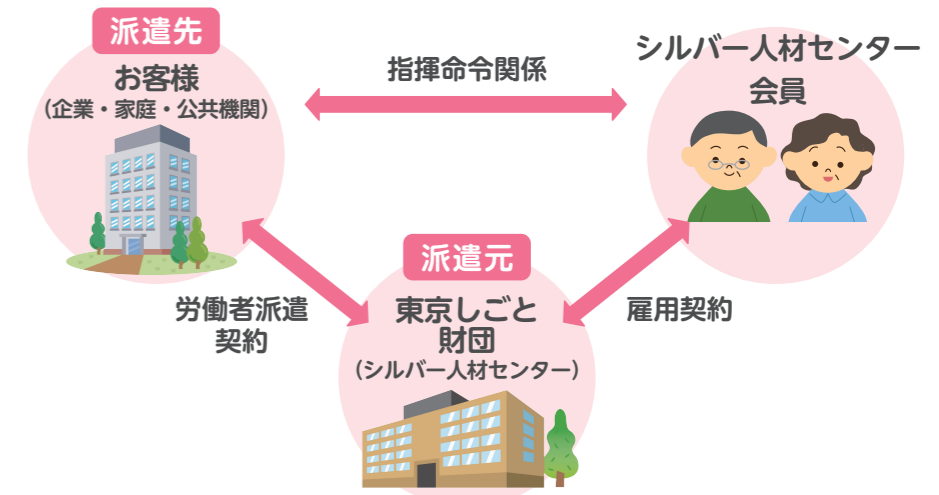
- 1 お客様とシルバー人材センターの間で請負・委任契約を締結します。
- 2 会員は仕様書（手順書）に基づき仕事をします。

料金 仕事をする会員への配分金+事務費
※配分金とは、会員が仕事をしたときの対価で、賃金に相当するものです。
※事務費には、シルバー人材センターの運営費やシルバー保険料が含まれています。
※配分金と事務費には消費税が含まれます。

災害補償 シルバー人材センターが加入する団体保険（シルバー保険）が適用されます。

派遣契約の場合

お客様の指揮命令の下での作業、従業員との混在作業が可能です。



- 1 派遣先（お客様）と派遣元（東京しごと財団）との間で、労働者派遣契約を締結します。
- 2 派遣労働者は派遣先の指揮命令を受け、仕事をします。

料金 仕事をする会員への賃金+手数料+消費税
※手数料には、東京しごと財団（派遣元）の手数料や労災保険料などが含まれています。

災害補償 労災保険が適用されます。